

会員制度 税務研究会約款

第1条 (目的)

本約款は、株式会社 税務研究会（以下『当社』といいます。）が、当社会員制度 税務研究会会員（以下『会員』といいます。）にサービスを提供するにあたり、基本的な事項を定めたものです。

第2条 (会員の定義)

本約款において、『会員』とは、当社会員制度 税務研究会会員に登録された者をいい、本約款に同意のうえ、当社が指定する手続きによって入会申込みを行い、当社がその申込みを承諾することにより、当社との間で会員契約を締結した者をいいます。

第3条 (約款の明示と改定)

1. 当社は、本約款の内容についてホームページ等を利用し明示します。
2. 当社は、適宜本約款を改定することができるものとします。
3. 当社が本約款を改定する場合、その適用日以前に、改定する事項についてホームページ等を利用し告知します。

第4条 (サービス内容)

当社が会員に対して提供するサービスの内容は以下のとおりです。

1. 情報誌による情報提供
2. 会員専用サイトによる情報提供
3. 実務セミナー
4. 各種優待
5. その他当社が定めるもの

第5条 (サービス内容の改廃)

1. サービス内容は、適宜見直しを行い、その一部について会員の承諾なく中止、変更、新設を行うことが出来るものとします。
2. 前項によるサービス内容の変更を行う場合、その適用日以前に、改定する事項についてホームページ等を利用し告知します。

第6条 (知的財産権)

1. 当社のサービスで提供する情報等に関する著作権等の知的財産権は、すべて当社に留保されます。
2. 会員は、当社の許可なく、当社のサービスで得た情報を第三者に提供することはできません。
3. 前項は、会員の退会後であっても適用されるものとします。

第7条 (会員情報)

1. 会員情報は、当社のプライバシーポリシーに従って管理します。
2. 会員情報は、弊社で厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分します。

第8条 (会員ID、パスワード)

1. 会員は、ID及び自己の設定したパスワード等について、

第三者に対する使用・貸与・譲渡又は開示等を行ってはなりません。ID及びパスワードについて盗難及び第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社へ知らせるものとします。

2. 前項の報告前に、会員の過失によりパスワード等が第三者に漏洩し損害が生じた場合であっても、会員が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。また、ID及びパスワードが第三者に使用された場合、当社はIDに該当する会員が使用したものとみなします。

第9条 (資格の喪失)

会員が次の各号のひとつにでも該当する場合、契約期間中であっても会員としての資格を喪失するものとします。また、喪失時に未払いの会費がある場合は、喪失後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとします。

1. 当社から提供した情報を許可なく流用又は改ざんする行為があった場合
2. 当社サービスの運営を妨害する行為があった場合
3. 公序良俗に反する行為があった場合
4. 犯罪にあたる行為があった場合
5. 反社会勢力またはこれに準ずる者と当社が合理的に判断した場合
6. その他当社が会員として不適当と判断した場合

第10条 (継続及び退会)

1. 当社と会員の契約期間は1年間とします。
2. 会員から契約期間満了月までに当社所定の方法による解約の申出がないときは、本約款の条件でさらに本サービスを1年継続し、以後も同様とします。
3. 契約期間の途中での退会又は第9条違反による退会の場合、会費の返金はしません。

第11条 (免責及び損害賠償)

1. 当社サービスにより取得した資料、情報等について、会員は自らの判断と責任によりその利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。会員が退会により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。
2. 会員が本規約及びその他法令等に違反する行為によって、当社に損害を与えた場合には、当社は当該会員に対してその損害賠償を請求できるものとします。
3. 本サービスに関し当社の故意又は重過失により当社が損害賠償責任を負う場合、会員が当社に本サービスの対価として支払った年会費を限度として賠償責任を負うものとします。

第12条 (準拠法及び裁判管轄について)

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 この約款は、2019年4月1日から実施します。

【税研ウェブサービスの利用に関する規約】

本規約は、株式会社税務研究会（以下、「当社」といいます。）が契約者に対し有料で提供する税研ウェブサービスと総称する各種サービス*（以下、「本サービス」といいます。）の利用について定めるものです。本サービスの契約者は、本規約の内容をすべて同意し、また遵守することに同意したものとみなします。

* 税研ウェブサービス：税務研究会会員サイト、企業懇話会会員サイト、国際税務研究会会員サイト（国際税務データベース）、税務通信データベース付き、経営財務データベース付き、税務通信データベース、経営財務データベース、税務QAデータベース、税務通信誌面ビューアー、経営財務誌面ビューアーを総称します。

第1条（利用の権利）

1. 当社は本サービスの契約者に対し、本サービスの利用契約1件につき原則として主契約IDを1本発行します（ただし、企業懇話会会員、国際税務研究会P会員・R会員はID3本とします）。
2. 前項により発行される主契約IDは、1本につき契約者が本サービスの利用契約締結時等に登録する者（以下、「利用者」といいます。）1名のみが利用できるものとします。
契約者が指定できる利用者は、本サービス契約締結時等に、契約者が当社に通知し、当社が承諾した特定の一つの部署に所属する者のみとします。
契約者及び利用者は、主契約IDを、当該IDが割り振られた利用者以外の第三者に譲渡、貸与、利用許諾することはできません。また、各主契約IDの複数人による共同での利用はできません。
当社は、契約者による利用者の登録がない場合は、契約者を利用者とする1人分の主契約IDのみを発行します。
3. 契約者が複数の利用者にデータベースサービスを利用させる場合の手続きについては、当社と契約者との間で別途定める規程（追加ID契約に関する規程）によるものとします。
4. 税研ウェブサービス内の会員サービス、データベースサービスについては、それぞれの商品サービスによってコンテンツの閲覧範囲、機能が異なる場合があります。

第2条（利用環境の設定）

契約者及び利用者は、本サービスを受けるために必要なハードウェア、ソフトウェアの設定等を自己の負担及び責任において行うこととします。

第3条（主契約ID及びパスワードの管理）

1. 利用者は、当社が通知した主契約ID及びパスワードを用いることによるのみ本サービスの提供を受けることができます。
2. 契約者及び利用者は、主契約ID及びパスワードについて次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 主契約ID及びパスワードを割り振られた利用者以外の者に当該主契約ID及びパスワードを使用させないこと
 - (2) 契約者又は利用者に変更になった場合には、速やかに当社にその旨を連絡すること
 - (3) 主契約ID及びパスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、主契約ID及びパスワードが第三者に漏洩した場合には、契約者は直ちに当社に対し、その旨を連絡すること
 - (4) 利用者による利用者以外の第三者との間の主契約IDの共同利用、及び、利用者による利用者以外

の第三者への主契約 ID の利用の再許諾が行われないよう管理すること

第 4 条（知的財産権等）

本サービスで提供する全ての情報等に関する著作権等の知的財産権は、すべて当社(当社以外の者の知的財産権が含まれる場合はその者)に留保されます。

契約者及び利用者は、当社の許可なく、情報等の一部又は全部を無断で転載、改変若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載すること、本サービスで得た情報を第三者に提供することはできません。

第 5 条（利用の停止等）

1. 契約者又は利用者に第 3 条各項のいずれかに反する行為又は前条の知的財産権を侵害する行為があった場合、当社は、当該行為を行った利用者による利用を予告なしに停止することができます。
2. 契約者又は利用者に第 3 条各項のいずれかに反する行為又は前条を侵害する行為があった場合、当社は、当該行為を行った契約者及び利用者のいずれか一方又は両者に対し損害賠償請求権等の法的措置をとる場合があります。

第 6 条（利用者情報の取扱い）

当社は、契約者が当社に提供した情報、データ、閲覧した記事の内容等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、契約者はこれに異議を唱えないものとします。

第 7 条（掲載情報）

1. 当社は、本サービスに掲載されている情報の正確性については提供者としての一般的な注意義務を尽しますが、契約者及び利用者は、自己の責任と判断により当該情報を利用するものとします。
2. 当社は、本サービスの管理運営の必要上、利用者に事前に通知することなく、当社の判断によって本サービスで公開されている情報の追加、変更、修正、削除を行う場合があります。
3. 当社は、本サービスの管理運営の必要上、主契約 ID 及びパスワードを契約者の事前許諾を得ることなく、変更する場合があります。

第 8 条（公開中断・停止）

当社は、次のいずれかに掲げる場合、本サービスの一時中断、停止等を行うことができるものとします。

- (1) 本サービスに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

第 9 条（本サービスの変更）

当社は、本サービス利用者に事前の通知をすることなく、必要に応じて本サービスの内容を随時変更できるものとします。

第 10 条 (規約の変更)

この利用規約は、法令の改正、社会情勢の変化、コンピュータ技術の進歩等によって妥当性を欠くことになったと当社が判断した場合には改訂します。その場合、当社は契約者に対して改訂の内容を本サービス上などにおいて、速やかに告知するものとします。

第 11 条 (損害賠償及び免責)

1. 契約者及び利用者は、本規約に違反したことにより相手方に損害を生じさせた場合、その損害（逸失利益、弁護士費用及び特別事情による損害を含む。）の一切を賠償する責めに任ずるものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に掲げる契約者又は利用者が生じた不利益又は損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスの情報の利用に伴って発生した不利益又は損害
 - (2) 本データベースの利用に関して、乙が有するソフトウェア、ハードウェア及びその他ドキュメント・ファイル等の各種アプリケーションを利用して作成したデータ類に関連して生じた不利益又は損害
 - (3) 第 7 条第 2 項に基づく情報の追加、変更、修正、削除等により生じた不利益又は損害
 - (4) 第 7 条第 3 項に基づく ID 及びパスワードの変更に伴い、一時的に本サービスが利用できなくなることにより生じる不利益又は損害
 - (5) 第 8 条に基づく本サービスの一時中断により、乙、利用者又は第三者が被った不利益又は損害
 - (6) 第 9 条に基づく本サービスの内容の変更により生じた不利益又は損害

第 12 条 (規約外の定め)

この利用規約に定めのない事項については、民法等の法令によるほか契約者と当社との間で誠意を持って協議し、解決するものとします。

第 13 条 (準拠法及び合意管轄)

本規約の準拠法は日本法とします。

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<input checked="" type="checkbox"/>	2014	4	1
<input checked="" type="checkbox"/>	2016	10	24
<input checked="" type="checkbox"/>	2017	9	6
<input checked="" type="checkbox"/>	20		20
	2020	10	1

= 追加 ID 契約に関する規程 =

本規程は、税研ウェブサービスの利用に関する規約（以下、「規約」といいます。）第1条第3項について具体的な取扱いを規定するものであり、本規程に定めのない事項については規約に準ずるものとします。

第1条（定義）

本規程においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「主契約」とは、規約に規定する税研ウェブサービス（税務研究会会員、企業懇話会会員、税務通信データベース付き、経営財務データベース付き、税務通信データベース及び経営財務データベース）の各利用契約を意味します。
2. 「追加 ID 契約」とは、主契約の契約者が、別途利用者を指定し、主契約で利用可能なウェブサービス（データベース）を利用させる場合に結ぶ契約を意味します。
3. 「追加 ID」とは、追加 ID 契約を結ぶことで発行されるユーザーID 及びパスワードを意味します。

第2条（契約期間）

1. 本規程に基づく追加 ID 契約の契約期間は、適用する主契約と同一期間とします。
2. 主契約の契約期間の途中で新たに本規程による追加 ID 契約を結ぶときは、初年度の追加 ID 契約の契約期間は、主契約の契約期間満了時に満了するものとします。

第3条（発行本数）

1. 主契約 1 契約に付加できる追加 ID 契約は 3 契約までとします。それを超えて追加 ID 契約を結ぶときは、別途新たな主契約が必要となります。
2. 追加 ID 契約 1 契約で、発行可能な追加 ID 数は 3 本までとします。
3. 前 2 項により発行できる追加 ID の合計数は 1 の個人・事業者・法人の契約につき 45 を超えることはできません。

第4条（ID の種類）

発行する追加 ID は、主契約で利用可能なウェブサービス（データベース）の利用権が付されたものとします。ただし、一部のコンテンツ・機能に制限がある場合があります。

第5条（利用者及び利用者登録）

1. 追加 ID の利用者は適用する主契約の契約者と同一の企業に属する者とします。
2. 前項の定めに従い、追加 ID の発行を希望する者は、別途当社指定の手続きを完了することにより、利用希望者 1 名につき 1 本の追加 ID 発行を申請できます。
3. 前項に定める登録内容に変更が生じたときは、当該利用者は遅滞なく変更事項を当社に通知するものとします。

第6条（利用料及び対価の支払）

1. 追加 ID 契約の対価は、別途当社が定める利用料とします。
2. 対価の支払者及び支払方法は、主契約と同一とします。

(2014年4月1日制定)
(2015年4月1日一部改訂)
(2020年5月20日一部改訂)